

2019年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号  
富士通株式会社  
代表取締役 田中 達也

東京都港区芝浦一丁目2番1号  
富士通エフ・アイ・ピー株式会社  
代表取締役 島津 めぐみ

富士通株式会社（以下、吸収分割承継会社）及び富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下、吸収分割会社）は、2019年1月31日付吸収分割契約に基づき、2019年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社のデータセンターサービス事業（以下、対象事業）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、本吸収分割）を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第791条第1項及び第801条第3項並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2019年4月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第785条）

本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

② 新株予約権買取請求（第787条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第 789 条）

2019 年 2 月 25 日付けの官報にて債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。なお、不法行為によって生じた債務の債権者はおりませんので当該債権者に対する各別の催告は行っていません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続の経過

第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本手続を行っていません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本手続を行っていません。

② 債権者の異議（第 799 条）

2019 年 2 月 25 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日をもって、吸収分割会社の対象事業の資産、負債およびその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2019 年 4 月 1 日

6. 前各号に掲げる事項のほか、吸収分割に関する重要な事項

吸収分割承継会社は、2019 年 2 月 25 日付の電子公告にて、吸収分割承継会社の株主に対して、本吸収分割に関する公告をおこなったところ、本吸収分割に対して反対の意思の通知をした株主が有する議決権の総数は 1,086 個ありましたが、会社法第 796 条第 3 項および会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

以上